

定額減税補足給付金（不足額給付）について

【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その**差額**を支給します。

※令和６年分推計所得税額とは、速やかな支給を目的に令和６年分所得税額の確定（令和６年１２月３１日）を待たずに、令和５年の所得等を基に推計した額。

【不足額給付Ⅱ】

以下の全ての要件を満たす方に、**一律支給**

- ・令和６年分所得税及び令和６年度個人住民税所得割ともに定額減税前が０円
- ・税制度上「扶養親族」の対象外
- ・低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

原則 ４万円（定額）

※令和６年１月１日時点で国外居住であった場合は、３万円

【手続き】

■お知らせが届いた方

原則として手続きは不要です。

■確認書が届いた方

必要事項をご記入の上、確認書記載の添付書類と併せてご返送ください。同封の返信用封筒をご利用ください。

返送期限 令和７年１０月３１日（木） 必着

■申請書が届いた方

不足額給付Ⅱに該当すると思われる方にお送りしています。必要事項をご記入の上、確認書記載の添付書類と併せてご返送ください。同封の返信用封筒をご利用ください。

返送期限 令和７年１０月３１日（木） 必着

【振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。】

市町村や国の職員などがＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることはありません。また、給付のために手数料などの振込みを求めることはありません。不審な電話がかかってきた場合は、町総務課企画・移住担当、最寄りの警察署が警察相談専用電話（＃９１１０）にご連絡ください。

【その他】

本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差押えの対象となりません。